

関係者各位

令和6年3月6日

社会福祉法人甲山福祉センター総合相談支援センター指定計画相談支援、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定障害児相談支援事業所の指定の3ヶ月間全部効力停止についてのお知らせ

社会福祉法人甲山福祉センター  
理事長 服部英司

関係者の皆様には日頃よりご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当事業所は障害者総合支援法第51条の29第1項及び第2項並びに児童福祉法第24条の36について法令違反がありました。西宮市長より指定計画相談支援、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定障害児相談支援事業について、3ヶ月間（令和6年4月1日から令和6年6月30日まで）の全部効力停止の処分を受けました。

現在総合相談支援センターで担当している利用者についてはセルフプランへの移行、他事業所への引継ぎをさせていただくこととなります。

利用者様、関係事業者様には多大なるご迷惑をおかけすることになり誠に申し訳ございません。利用者様の生活に支障が出ないよう、また、事業所様にご迷惑が掛からないよう対応させていただきます。

今回の処分で皆様へご迷惑をおかけすること、福祉業界に対する信用を失墜させてしまったことを深く反省しています。当事業所においても精査し二度とこのようなことが起こらないように法令遵守を徹底していきます。

あらためまして、関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

お問い合わせの際は担当の相談支援専門員、もしくは下記担当者までご連絡いただければと思います。

担当：社会福祉法人甲山福祉センター総合相談支援センター 吉田 0798-71-2933